みんなで障がい者を虐待から守ろう



知っていますか？「障害者虐待防止法」

「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）は、障がい者の尊厳を守るための法律です。「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援により、障がい者の権利利益の擁護を図ります。

障がい者への虐待を見つけたらすみやかに通報してください。

通報や届け出をした人の情報は守られます。

「障害者虐待防止法」では、虐待に気づいた人の通報義務が定められ、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は速やかにこれを市町村（又は県）に通報しなければならないとされています。通報や届け出をした人の情報は慎重に扱われ、通報・報告等を受けた職員には守秘義務が課せられています。通報したことで、個人情報が漏れたり、不利益な扱いを受けることはありません。

山形県

障がい者とは？

障害者虐待防止法の対象となる障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がいその他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人のことを言います（障がい者手帳を所持していない人や、18歳未満の障がい児も含まれます）。

「障害者虐待防止法」における「障がい者虐待」は次の3種類に分れています

1 養護者による障がい者虐待



身辺の世話や金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族又は同居人などによる虐待のことです。

その他、恋人や元配偶者など親密な関係にある相手による暴力（DV）等も含まれる場合があります。

2 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待



障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所などで働いている職員による虐待のことです。

3 使用者による障がい者虐待



障がい者を雇っている事業主や、職場の上司・同僚などによる虐待のことです。

こんなことが障がい者虐待になります。

身体的虐待

障がい者の身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えたり、正当な理由がなく障がい者の身体を縛るなど身動きのとれない状態にすること。



例えば…

殴る、蹴る、椅子やベッドに縛りつける、無理やり食べ物や飲み物を口にいれる、部屋に閉じ込める、医療的必要性に基づかない投薬で動きを抑制させるなど

◆こんなサインはありませんか？

- □ 身体にアザや傷、火傷の跡が見られる。
- □ 急におびえたり、こわがったりする。
- □ 手を上げると、頭をかばうような仕草をする。
- □ 施設や職場に行くのを嫌がる。
- □ 傷やケガについて、よくわからない説明をする。
- □ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを嫌がる。

放棄・放任（ネグレクト）

障がい者を放置し、食事や入浴、排泄などの世話や介助をほとんどせず、衰弱させること。また、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないこと。



例えば…

食事や水分を十分に与えない、あまり入浴させない、病気やけがをしても受診させない、同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する　など

◆こんなサインはありませんか？

- □ 身体から異臭がする、髪や爪が汚れている。
- □ いつも同じ服を着ている、下着が汚れている。
- □ 極端に空腹を訴える。
- □ 部屋が汚れている、ゴミが放置されている。
- □ 病気やケガをしても病院に行っていない。

心理的虐待

障がい者に対する暴言や拒絶するような対応、不当な差別や言動により精神的な苦痛を与えること。



例えば…

「バカ」「アホ」など屈辱的な言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格をおとしめるような扱いをする　など

◆こんなサインはありませんか？

- ☐ 自傷行為や攻撃的な態度が見られる。
- ☐ おびえる、泣く、叫ぶなどのパニックを起こす。
- ☐ 摂食障害（過食・拒食）が見られる。
- ☐ 眠ることへの恐怖がある、夢にうなされる。
- ☐ 無力感やあきらめ、なげやりな態度になる。

性的虐待

障がい者に無理やり（同意と見せかけて）わいせつな行為をしたり、させたりすること。
また、わいせつな話をしたり映像を見せたりすること。



例えば…

裸にする、性器への接触、キスする、性的行為を強要する、本人の前でわいせつな言葉を発する　など

◆こんなサインはありませんか？

- ☐ 不自然な歩き方をする。座位を保つことが困難になる。
- ☐ 肛門や性器からの出血や傷が見られる。
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える。
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる。
- ☐ 人目をさけ、一人でいたがる。

経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金を不当に処分すること。また、理由なく金銭を与えないこと。



例えば…

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない　など

◆こんなサインはありませんか？

- ☐ 収入があるにもかかわらずお金を使っている様子が見られない。
- ☐ 日常生活に必要な金銭をもらっていない。
- ☐ 本人の知らないところで本人のお金が管理されている。
- ☐ サービス利用料や生活費の支払いができない。

障がい者虐待の未然防止と早期発見

虐待は、特に悪質な家庭や施設・事業所だから起きるというわけではなく、どこでも起こる可能性があります。



加えて、周囲からの目が届きにくい密室で起きる可能性が高く、表面化しにくいという特徴があるうえ、障がい者の場合、自分で誰かに相談したり、助けを求めたりすることが困難な場合が多いため、特に地域全体で未然防止と早期発見に取り組むことが大切です。

周囲や地域での見守りを



障がい者のいる家族は、周囲から孤立しがちです。周囲が障がい者の特性を理解し、地域の一員としてあたたかく見守り、日常的に声がけするなど、地域全体で障がい者を支えましょう。

養護者への支援

障がい者虐待では、虐待を受けた障がい者だけでなく、その養護者への支援も重要です。養護者が介護等で疲れ切っている、経済的に苦しい、病気や障がいを抱えている、など問題は様々あると思われますが、家族だけで問題を抱え込まず、周囲からの支援により、虐待の芽をなくしていきましょう。

困りごとがあればまずは相談を

介護や世話が大変なときは、短期入所などの障害福祉サービスを積極的に利用し、負担を軽減しましょう。家族会等に参加して話を聞いてもらうことも考えられます。経済面や体調面など、その他のお悩みがある場合でも、まずは市町村等の相談窓口にご相談ください。



虐待かも…と思ったら即通報をこころがけましょう

虐待が発生している場合でも、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）ともにその自覚があるとは限りません。虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていたり、被虐待者が、自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦めてしまっていることもあります。

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、本当に虐待かどうか判断がつかない場合でも、気がかりなことがあれば速やかに市町村に相談してください。相談・通報は匿名でも構いません。早目の通報が、早期発見・早期対応につながります。

通報先　障がい者虐待かも、と思ったら

障がい者の虐待に関する通報や届け出、ご相談は、お住まいの市町村（障害者虐待防止センター）窓口までお寄せください。

村山（むらやま）

山形市
障がい福祉課
☎ 023-641-1212
内線 580・589・590・621

山形市基幹相談支援センター（6ケ所）
ゆぁーず
☎ 023-666-8381

山形市社会福祉協議会
障がい者相談支援センター
☎ 023-646-5660

地域活動支援センター　おーる
☎ 023-647-4266

相談支援事業所まんさく
☎ 023-688-3531

山形コロニー相談支援センター
☎ 023-641-2626

向陽園地域生活支援センター心音
☎ 023-679-3244

尾花沢市
福祉課
☎ 0237-22-1111
内線 170・171

山辺町
保健福祉課
☎ 023-667-1107
直通

中山町
健康福祉課
☎ 023-662-2673
直通
☎ 023-662-2111
（夜間・土日祝）

寒河江市
福祉国保課
☎ 0237-85-0395
直通
☎ 080-8212-7636
（夜間・土日祝）

河北町
健康福祉課
☎ 0237-73-2117
直通

上山市
福祉課
☎ 023-672-1111
内線 187

西川町
健康福祉課
☎ 0237-74-3243
直通

村山市
福祉課
☎ 0237-55-2111
内線 146・147

朝日町
健康福祉課
☎ 0237-67-2132
直通

天童市
社会福祉課
☎ 023-654-1111
内線 765・766

大江町
健康福祉課
☎ 0237-62-2285
直通

東根市
福祉課
☎ 0237-42-1111
内線 2202

大石田町
保健福祉課
☎ 0237-35-2111
内線 164

最上（もがみ）

新庄市
成人福祉課
☎ 0233-22-2111
内線 555

金山町
健康福祉課
☎ 0233-29-5613
直通

最上町
健康福祉課
☎ 0233-43-3117
直通

舟形町
健康福祉課
☎ 0233-32-0655
直通（平日）
☎ 0233-32-2111
（夜間・土日祝）

真室川町
福祉課
☎ 0233-62-3436
平日
☎ 0233-62-2111
（夜間・土日祝）

大蔵村
健康福祉課
☎ 0233-75-2111
内線 274

鮭川村
健康福祉課
☎ 0233-55-2111
内線 134

戸沢村
健康福祉課
☎ 0233-72-2364
直通（平日）
☎ 0233-72-2111
（夜間・土日祝）

置賜（おきたま）

米沢市
社会福祉課
☎ 0238-22-5111
内線 3603

長井市
福祉あんしん課
☎ 0238-82-8011
直通

南陽市
福祉課
☎ 0238-27-1850
直通

高畠町
福祉課
☎ 0238-52-1111
内線 185・186

川西町
福祉介護課
☎ 0238-42-6635
直通

小国町
健康福祉課
☎ 0238-61-1000
内線 711・714

白鷹町
健康福祉課
☎ 0238-86-0213
直通

飯豊町
健康福祉課
☎ 0238-86-2233
直通

庄内（しょうない）

鶴岡市
福祉課
☎ 0235-35-1273
直通

障害者相談支援センター
☎ 0235-25-2794
直通

酒田市
地域福祉課
☎ 0234-26-5733
直通

三川町
健康福祉課
☎ 0235-35-7030
直通

庄内町
保健福祉課
☎ 0234-42-0149
直通

障害者相談支援センター
☎ 0234-42-2232
直通

遊佐町
健康福祉課
☎ 0234-72-5884
直通



山形県の障がい者虐待防止相談窓口

障がい者への虐待に関する相談は、山形県でも受け付けています。

山形県障がい者権利擁護センター

〒990-8570　山形市松波二丁目8番1号

（山形県健康福祉部障がい福祉課事業指導・医療的ケア児支援担当）

TEL 023-630-2275（直通）　FAX 023-630-2111

リサイクル適性Ⓐ　この印刷物（いんさつぶつ）は、印刷用（いんさつよう）の紙（かみ）へリサイクルできます。